

生命保険の「非課税枠」をご存知ですか？

—皆様からご照会の多い、生命保険の相続税非課税枠についてご説明します—

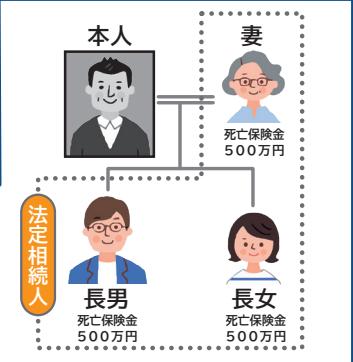
生命保険の相続税非課税枠（相続税法第12条）

非課税限度額 =
500万円 × 法定相続人の数

※契約者（保険料負担者）と被保険者が同一で死亡保険金受取人が法定相続人の場合

例 契約者・被保険者が本人／法定相続人である妻と子ども2人が
死亡保険金を500万円ずつ受取る場合

500万円 × 3人 = 1,500万円
非課税限度額



例① 上記の家族構成で、遺産総額6,000万円の相続が発生した場合

$$\text{基礎控除額} \quad 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人 (法定相続人の数)} = 4,800\text{万円}$$

遺産総額のうち非課税財産等控除部分^{*1}がない場合



*1: 死亡保険金の非課税限度額、死亡退職金の非課税限度額、債務・葬式費用

遺産総額のうち1,500万円が死亡保険金^{*2}の場合



*2: 契約者（保険料負担者）と被保険者が同一で死亡保険金受取人が法定相続人の場合

例② 相続税額の具体事例

1次相続

前提条件 ○家族構成: 本人・妻・子ども2人(18歳以上)
○本人の遺産総額: 3億円
○法定相続人が法定相続分を相続し、配偶者の税額軽減を適用した場合



※生命保険の非課税枠が1,500万円(500万円×3人)の場合

★被相続人の配偶者は法定相続分までは相続税がかからず、またこれを超えて1億6,000万円までは相続税がかかりません（「配偶者の税額軽減」）

2次相続

前提条件 ○家族構成: 妻・子ども2人(18歳以上)
○妻の遺産総額: 1.5億円
○法定相続人が法定相続分を相続



1次相続・2次相続の相続税合計で**542万円**の差

非課税枠の適用がない場合

非課税枠の適用がある場合

○各税額は万円未満を四捨五入して算出しています。○上記例では、配偶者固有の財産を考慮しておりません。○相次相続控除は考慮しておりません。○基礎控除額は、3,000万円+600万円×法定相続人の数
※当資料に記載の内容は、2022年4月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱等について記載しております。今後、税務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱等については（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等にご相談ください。

遺産総額別の相続税額は裏面



日本生命保険相互会社

お問合せ先

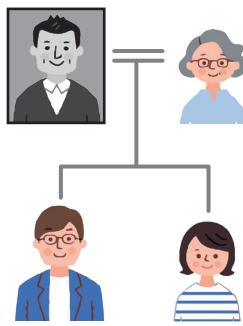
相続税額の早見表

単位:万円

1次相続

※配偶者あり=配偶者の税額軽減あり

例 本人に相続が発生



遺産総額	相続人								
	配偶者と子ども1人			配偶者と子ども2人			配偶者と子ども3人		
	非課税枠 の適用が 無い場合	非課税枠 (500万円×2人 =1,000万円) の適用が ある場合	差額	非課税枠 の適用が 無い場合	非課税枠 (500万円×3人 =1,500万円) の適用が ある場合	差額	非課税枠 の適用が 無い場合	非課税枠 (500万円×4人 =2,000万円) の適用が ある場合	差額
5,000万円	40	0	40	10	0	10	0	0	0
6,000万円	90	40	50	60	0	60	30	0	30
7,000万円	160	90	70	113	35	78	80	0	80
8,000万円	235	160	75	175	85	90	138	30	108
9,000万円	310	235	75	240	144	96	200	80	120
1億円	385	310	75	315	206	109	263	138	125
1.5億円	920	780	140	748	611	137	665	490	175
2億円	1,670	1,520	150	1,350	1,163	187	1,218	993	225
2.5億円	2,460	2,270	190	1,985	1,788	197	1,800	1,555	245
3億円	3,460	3,260	200	2,860	2,598	262	2,540	2,240	300
3.5億円	4,460	4,260	200	3,735	3,473	262	3,290	2,990	300
4億円	5,460	5,260	200	4,610	4,348	262	4,155	3,805	350
4.5億円	6,480	6,260	220	5,493	5,223	270	5,030	4,680	350
5億円	7,605	7,380	225	6,555	6,236	319	5,963	5,588	375

単位:万円

2次相続

※配偶者なし=配偶者の税額軽減なし

例 妻に相続が発生



遺産総額	相続人								
	子ども1人			子ども2人			子ども3人		
	非課税枠 の適用が 無い場合	非課税枠 (500万円×1人 =500万円) の適用が ある場合	差額	非課税枠 の適用が 無い場合	非課税枠 (500万円×2人 =1,000万円) の適用が ある場合	差額	非課税枠 の適用が 無い場合	非課税枠 (500万円×3人 =1,500万円) の適用が ある場合	差額
5,000万円	160	90	70	80	0	80	20	0	20
6,000万円	310	235	75	180	80	100	120	0	120
7,000万円	480	385	95	320	180	140	220	70	150
8,000万円	680	580	100	470	320	150	330	170	160
9,000万円	920	780	140	620	470	150	480	270	210
1億円	1,220	1,070	150	770	620	150	630	405	225
1.5億円	2,860	2,660	200	1,840	1,560	280	1,440	1,155	285
2億円	4,860	4,660	200	3,340	3,040	300	2,460	2,140	320
2.5億円	6,930	6,705	225	4,920	4,540	380	3,960	3,510	450
3億円	9,180	8,955	225	6,920	6,520	400	5,460	5,010	450
3.5億円	11,500	11,250	250	8,920	8,520	400	6,980	6,510	470
4億円	14,000	13,750	250	10,920	10,520	400	8,980	8,380	600
4.5億円	16,500	16,250	250	12,960	12,520	440	10,980	10,380	600
5億円	19,000	18,750	250	15,210	14,760	450	12,980	12,380	600

※被相続人の遺産を法定相続人が法定相続分どおりに相続するものとして税額を算出しています。(配偶者がいる場合には、配偶者の相続分について「配偶者の税額軽減」を適用しています。)なお、上記の金額は、相続人全員の相続税の合計額です。※子どもはすべて成人とします。※税額は、万円未満を四捨五入しています。※「相続税の軽減額」は、万円未満を四捨五入した税額を差引きし、算出しているため、実際の税額・計算値と相違する場合があります。※基礎控除額は、3,000万円+600万円×法定相続人の数